宮広域選管告示第１号

令和７年４月１２日現在における地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の６第１項の規定により準用する同法第７４条第１項、第７５条第１項、第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに同法第２９１条の６第２項に規定する請求権を有する者の総数の５０分の１の数及び８０万を超える数に８分の１を乗じて得た数と４０万に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和７年６月１３日

宮崎県後期高齢者医療広域連合
選挙管理委員会委員長　黒木　雄三

宮崎県後期高齢者医療広域連合
選挙管理委員会
委員長之印

１　地方自治法第２９１条の６第１項の規定により準用する同法第７４条第１項及び第７５条第１項に規定する請求権を有する者の総数の５０分の１の数

１７，４９７人

２　地方自治法第２９１条の６第１項の規定により準用する同法第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに同法第２９１条の６第２項に規定する請求権を有する者の総数の８０万を超える数に８分の１を乗じて得た数と４０万に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数

２０９，３５１人